

女性活躍・働く世代の健康づくり推進奨励金に関するQ & A

2025.5

No	カテゴリ	質問	回答
1	健康事業所宣言の実施	加入している保険者において健康事業所宣言の申込受付を行っていない場合はどのように対応すればよいか。	加入保険者において実施していない場合、自社単独で健康事業所宣言を実施いただいて結構です。なお、加入保険者で実施している場合は、自社単独ではなく、必ず加入保険者に申し、実施するようお願いいたします。
2	研修会の受講	研修会の受講者に役職や人数の条件はあるか。	研修会の目的は、女性の健康づくり等の理解向上を図るとともに、学んだことを自社の取組として実践いただくことですので、経営者や総務人事・福利厚生等の担当者の出席を想定しています。人数については条件等ありません。
3	研修会の受講	研修会の受講の履行確認方法は。	交付申請書に受講した研修会の名称と日付を記載いただき、県が保有する出席者名簿と照合します。交付申請の際は、法人登記簿の写しも提出いただくため、法人登記簿の事業所名、交付申請書の事業所名、研修会の事業所名が全て一致するようにお願いします。
4	研修会の受講	健康づくりの取組(成果目標)を既に実施している場合、女性の健康に関する研修会を受講しなくても、奨励金の申請は可能か。	既に取組を実施している場合でも、県が指定する女性の健康に関する研修会を受講し、理解向上を図る必要があります。奨励金の申請は研修会を受講した後に行ってください。
5	健康づくりの取組	健康づくりの取組において、1つの取組項目の中で2つの成果目標を達成した場合、奨励金額は20万円となるのか。	奨励金額は各取組項目ごとに10万円となりますので、同項目内で2つ以上の成果目標を達成しても10万円となります。
6	健康づくりの取組	「休暇の取得促進」や「費用助成」の取組項目の成果目標のうち、「妊産婦健診、婦人科検診、骨粗鬆症検診、がん検診又は歯科検診」とあるものは、最低でもいずれか1つの検診に係る休暇や費用助成制度があればよいのか。	最低でもいずれか1つの検診に係る休暇や費用助成制度があれば奨励金の対象となります。
7	健康経営優良事業所の認定取得	奨励金の対象となる「ふくしま健康経営優良事業所の認定取得」は経済産業省の健康経営優良法人や各健康保険組合の健康優良企業の認定取得でも対象となるか。	奨励金の対象は、福島県が実施する「ふくしま健康経営優良事業所の認定取得」のみとなります。
8	健康経営優良事業所の認定取得	2024年度に既に認定を取得している場合、奨励金の対象となるか。	2024年度認定は対象とならず、「女性の健康づくりの取組」を新たに認定基準に加えた2025年度以降の認定が対象となります。
9	奨励金の申請	健康づくりの取組項目のうち、成果目標を達成したものからそれぞれ奨励金を申請することは可能か。	成果目標を達成したものから、順次奨励金を申請することが可能です。なお、奨励金の交付は各取組項目ごとに1事業所あたり1回限りとなります。
10	奨励金の申請	女性を雇用していない事業所は奨励金の申請はできないか。	女性を雇用していない場合でも、健康事業所宣言を行い、対象の研修会を受講し、健康づくりの取組を行っていただくことにより、奨励金を申請することが可能です。